

電子契約導入に係る 事業者説明会

令和6年10月31日

デジタル推進課

対象となる契約

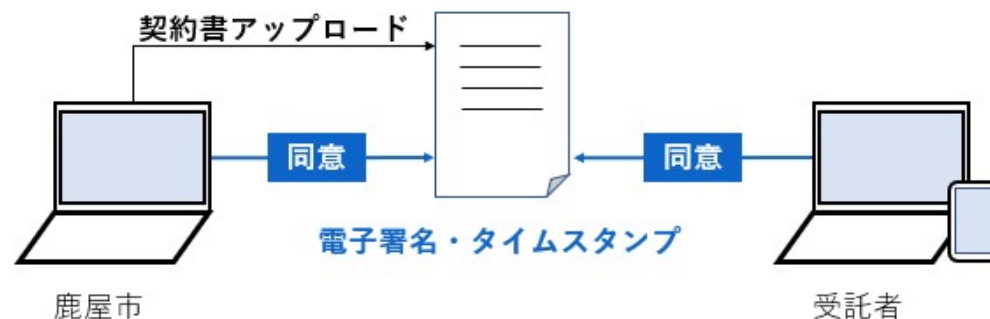
○本市が締結するすべての契約

ただし、法令等により書面によるべきとされている契約を除く。

(例：事業用定期借地契約等)

○事業者は、電子契約又は従来どおり書面(紙)での契約を**選択可**

○**令和6年11月1日(金)**以降に行う契約が対象



電子契約の利用にあたって

○電子契約の利用を希望される場合、
「電子契約利用届」を提出いただきます

鹿屋市のホームページに入力フォームURLとWordデータ有

電子契約利用届

電子契約での契約締結を希望される場合、契約の都度、電子契約利用届の提出が必須です。
フォームへの入力か、Wordデータ作成後、契約を行う課へのメール送付をお願いします。

[\(入力フォーム \(外部サイトへリンク\)\)](#)

[Word 様式 \(WORD : 20KB\)](#)

電子契約の利用にあたって

○届出内容と方法

- ・ 基本情報(会社名等) ・ 契約締結権限者等の氏名やメールアドレス (電子契約で利用します)

電子契約利用届

フォーム入力

電子契約利用届

鹿屋市長様

令和 年 月 日

本届出は、鹿屋市との契約において次の条件に基づく電子契約による契約締結を希望される場合に、電子契約サービスを利用して行う契約の締結において利用するメールアドレスを届出いただくものです

【法人名を入力してください】

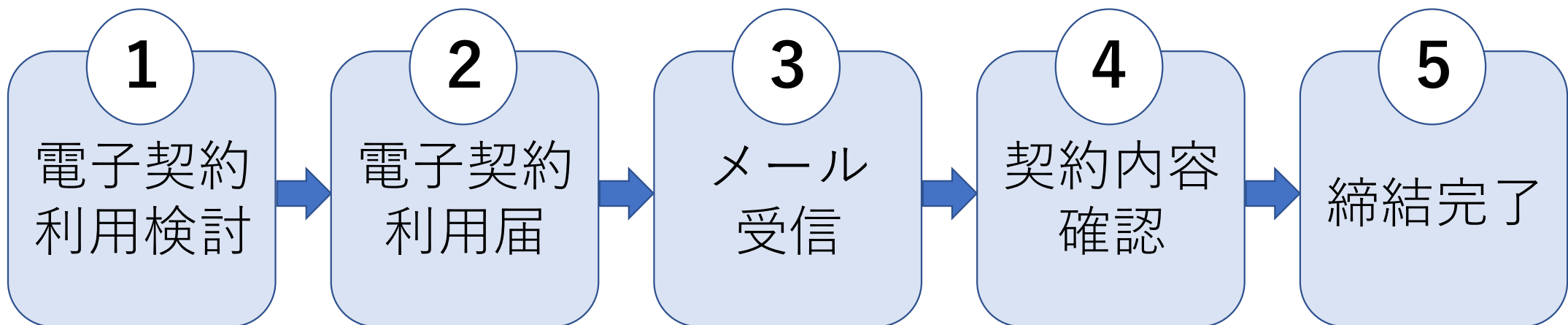
※支店や営業所で契約を締結する場合は、支店名や営業所名も入力してください。

法人名	
電話番号	

作成したWordデータをメール送付

Kanoya City

電子契約の流れ



○契約決定後、
本市から確認

○電子契約の場合、
電子契約利用届を
提出(フォームまた
はWordデータ)

○本市の処理後、
クラウドサイン
より契約書確認依
頼のメールが届く

○メールに記載の
URLよりクラウド
サインにアクセス
○内容確認・同意

○本市確認・同意後、
契約締結完了メー
ルが届く
○メールに記載のURL
から契約書データを
ダウンロードし保管

鹿屋市からのお願い

電子契約は本市だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります。

○電子契約のメリット

- ・コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- ・業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- ・利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

ぜひ積極的な活用をご検討ください

鹿屋市からのお願い

令和5年10月から電子請求書も導入しております。(事業者様の費用負担なし)
利用開始の際は、鹿屋市のHPをご確認いただくか、
デジタル推進課へお問合せください。

電子請求書発行までの流れ



○電子請求のメリット

- ・コスト削減(印刷、郵送コスト不要)
- ・業務効率化(請求プロセス効率化、請求書管理の効率化)
- ・法令対応(電子帳簿保存法やインボイス制度に対応)

問合せ先

【運用に関すること】

デジタル推進課 情報化推進係
(直通：0994-31-1135)

【クラウドサインに関すること】

- ヘルプセンター
(操作や仕様について検索可能)
- チャットサポート
(個別の問い合わせに対応)



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解説方法まで、
わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。
よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、
知りたいことの単語をいれてご活用ください。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、
「メッセージを送信」をクリックすると
複数の選択範囲が表示されますので、
ご希望の内容を選択してください。
会話の途中でチャットを閉じた場合でも
メールにて通知をいたしますのでご安心ください。

アンケート

アンケートへのご協力をお願いいたします。下記のQRコードよりアクセスできます。

